

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2003.7 No.55

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご
相談ください。



コンプライアンスとゴーイング・コンサーン

司法書士 丹羽正夫

一 はじめに

コンプライアンスとゴーイング・コンサーンは、近時、法人運営に関しよく使われる言葉であり、どちらも、法人運営にとって、極めて重要な事項である。

二 コンプライアンス

法令の遵守（コンプライアンス）は、自然人、法人を問わないが、法人においては、さらに、定款もしくは寄附行為の遵守も求められる。法人には、その営む作用が社会的有益性を有するがゆえに、法により、権利義務の主体となる地位（人格）を付与されている。

ところで、今年六月下旬、法人等による次の違反行為が新聞等で報道されている。

① 某地方銀行が無資格者による生命保険募集、犯罪関連疑惑取引の防止体制不備により、業務改善命令が出された。

② 某有名私鉄バス会社の運行主任が、犯人（無免許運転のバス運転手）隠避罪で逮捕され、行政処分がなされた。

③ 某政令指定都市が、用地買収に際し、不法に所得税減免措置を誘導していた。

以上に類する違反行為は、もたれ合い、慣れ合いの事前救済型社会においては、重大な問題とならなかつたかもしれない。ところが、

規制緩和、適者生存、自己責任、自由競争の事後救済型社会においては、時として法人等の存続の危機に発展することがある。

三 ゴーイング・コンサーン

主に、大会社会計監査人の監査報告書中に記載する「企業の存続能力」規定の導入という形で表われている。近時、同報告書に「適正意見」が付されていたにもかかわらず、経営破綻する企業が相次いだため、投資家保護のため、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則が改正され、本規定が本年三月決算時から導入された。

経営に関与する者が、規模を問わず、企業を存続能力という視点から詳しく分析し、相応の対応をすれば、必然的にその業績は維持・回復・拡大の状況となる。

四 企業の存続能力と倫理

コーポレート・ガバナンスには、株主等による「企業統治」だけでなく、「企業の社会的責任」という意味合いもあり、社会貢献と法令・定款遵守との二つの側面があると考えられる。後者については、終局的には、「企業倫理」にたどり着くと思われる。

企業・法人等には、柔軟な存続能力と倫理の確立・浸透がますます必要となっている。